

学校法人会計と企業会計の違いについて

学校法人とは、学校教育法および私立学校法の定めるところにより、私立学校の設置を目的に設立された法人であり、企業が営利を目的に事業を行っているのに対し、営利を目的とせず、教育研究活動により、社会に貢献できる人材を育成し、研究成果を社会に還元することを目的としています。

また、企業会計が経営成績および財政状態の計算に重点が置かれているのに対し、学校法人は「建学の精神」や「教育研究の理念・目標」に基づき、教育研究の事業を遂行するきわめて公共性の高い経営体であり、学生生徒等からの納付金のほかに、国または地方公共団体から補助金の交付を受けているため、私立学校振興助成法において、文部科学大臣の定める「学校法人会計基準」にしたがい、財務計算に関する書類を作成することが義務付けられています。

資金収支計算書は、当該会計年度における法人全体の教育研究活動等諸活動に対する資金の収支を明らかにすることを目的としています。

活動区分資金収支計算書は、企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当するもので、資金収支計算書を活動区分ごとに区分して、活動ごとの資金の流れを明らかにすることを目的としています。

事業活動収支計算書は、企業会計における損益計算書に相当するものですが、学校法人の場合は、当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出および基本金組入後の均衡の状態を明らかにすることを目的としています。

貸借対照表は、企業会計と同様に会計年度末(決算日)の財政状態をあらわした計算書で、資産、負債、純資産の状況を前年度末の額と対比して示しています。